明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務六）　一

〔告　示〕

○現に免許を受けている無線局を廃止したうえ当該無線局の無線設備をそのまま継続使用することとして免許を受けた無線局のうち従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用する無線局を定める件を廃止する件（総務五五）　五

○平成二十二年国勢調査の人口速報集計による平成二十二年十月一日現在の全国の人口並びに都道府県別及び市区町村別の人口に関する件（同五六）

省　令

○総務省令第六号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

総務大臣　片山　善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二　地球局、人工衛星局等の特則（第三十二条―第三十二条の九）」を「第四節の二　地球局、人工衛星局等の特則（第三十二条―第三十二条の九の二）」に改める。

第九条の二ただし書を削る。

第十五条の二中「第二十七条の二」を「第二十七条の二第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局とする。

第十五条の三に次の一号を加える。

十　前条第二項に規定する基地局

(1)　設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項に規定する技術基準

(2)　設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項に規定する技術基準

(3)　設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項に規定する技術基準

(4)　設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項に規定する技術基準

(5)　設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準

(6)　設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に規定する技術基準

(7)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項に規定する技術基準

(8)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項に規定する技術基準

(9)　設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）

(10)　設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準（送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）

(11)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準

(12)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準

第十五条の三の次に次の一条を加える。

（特定無線局の開設等の届出期間）

第十五条の四　法第二十七条の六第三項の総務省令で定める期間は、十五日とする。

第二章第四節の二の次に次の一節を加える。

第四節の三　無線設備の技術基準の策定等の申出の手続

（無線設備の技術基準の策定等の申出の手続）

第三十二条の九の二　法第三十八条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した別表第二号の六の様式の申出書に、原案を添えて、総務大臣に提出することによつて行わなければならない。

一　申出人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　技術基準の策定又は変更の申出の別